

# 選挙権・被選挙権

皆さんの代表を、選挙で選ぶことができる権利が「選挙権」。選挙を通じて、皆さんの代表になることができる権利が「被選挙権」。どちらも私たちの、大切な権利です。

平成27年6月の公職選挙法改正で、これまで満20歳以上であった選挙権年齢が、満18歳以上に引き下げられました。また、日本国憲法を改正する手続きである国民投票に参加できる年齢も引き下げられました。

## 公職選挙法等の一部を改正する法律

(平成27年6月19日公布・平成28年6月19日施行)

- 公職選挙法、地方自治法等に規定する選挙権年齢等について、**満18歳以上へ引き下げる**。
- 施行後初めて行われる国政選挙から適用する。(平成28年参議院議員通常選挙から適用)
- 選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加える。※

(※成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が平成30年6月13日に成立)

## 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

(平成26年6月20日公布・施行)

- 国民投票権年齢は、改正法施行4年後(平成30年6月21日以後)に**満18歳以上**とする。



## 選挙権の移り変わり



## 選挙権

	要件
衆議院議員・参議院議員	日本国民で満18歳以上であること
知事・都道府県議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上その都道府県内の市町村に住所のある者
市町村長・市町村議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上その市町村に住所のある者

18歳になったら  
投票できるんだ



## 被選挙権

	要件
衆議院議員・市町村長	日本国民で満25歳以上であること
参議院議員・知事	日本国民で満30歳以上であること
都道府県議会議員 市町村議会議員	日本国民で満25歳以上であり、その選挙の選挙権を持っていること

※選挙権・被選挙権ともに、欠格事項（一定の刑に処せられた者など）に該当しないことが必要です。

選挙権年齢の引き下げは70年ぶりの改正。  
皆さんは、有権者として期待されています！

